

議案第 27 号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成 17 年条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分は、改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改め、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後

別表第1

名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市 新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から 沖の橋右岸までの541 メートルの区域地先河川 敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽 自動車（積載貨物を含め、長さ 5メートル以下のものに限る。） とする。
八幡浜市 駅前駐車場	J R 八幡浜駅前広場	
八幡浜市 沖新田駐車場	<u>八幡浜市字沖新田158 1番地20</u>	
八幡浜市 北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地1	
八幡浜市 朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地20 <u>及び字沖新 田1526番地240</u>	
八幡浜市 中央駐車場	八幡浜市182番地1及 び182番地3	
八幡浜市 新町角駐車場	八幡浜市字高須1454 番地1及び1446番地 3	
八幡浜市 北浜立体駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地24	普通自動車、小型自動車、軽自 動車（積載貨物を含め、長さ5 メートル以下のものに限る。） 及び大型乗用車、大型貨物車（積 載貨物を含め、長さ5メートル を超え、8メートル以下のもの に限る。）とする。

改正前

別表第1

名称	位置	駐車できる自動車の種類
八幡浜市 新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から 沖の橋右岸までの541 メートルの区域地先河川 敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽 自動車（積載貨物を含め、長さ 5メートル以下のものに限る。） とする。
八幡浜市 駅前駐車場	J R 八幡浜駅前広場	
八幡浜市 沖新田駐車場	<u>八幡浜市字沖新田158 1番地20の一部及び2 1の一部</u>	
八幡浜市 北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地1	
八幡浜市 朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地20 _____	
八幡浜市 中央駐車場	八幡浜市182番地1及 び182番地3	
八幡浜市 新町角駐車場	八幡浜市字高須1454 番地1及び1446番地 3	
八幡浜市 北浜立体駐車場	八幡浜市北浜一丁目15 90番地24	普通自動車、小型自動車、軽自 動車（積載貨物を含め、長さ5 メートル以下のものに限る。） 及び大型乗用車、大型貨物車（積 載貨物を含め、長さ5メートル を超え、8メートル以下のもの に限る。）とする。

別表第2

区分			使用料	
定期駐車をする場合	八幡浜市 新川駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	1台につき 5,250円	
	八幡浜市 沖新田駐車場			
	八幡浜市 北浜駐車場			
	八幡浜市 朝潮橋駐車場			
	八幡浜市 北浜立体駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	3階以上	1台につき 7,200円 （屋上は1台につき 5,140円）
		屋外 （大型車専用）	1台につき 10,290円	
定期駐車以外の駐車をする場合	八幡浜市 新川駐車場	午前7時から午後8時まで1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市 中央駐車場	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市 駅前駐車場		1台につき <u>60円</u>	
	八幡浜市 新町角駐車場		1台につき 60円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円	
上記以外の場合	八幡浜市 北浜立体駐車場	1か月ごとに	1、2階	514,290円

別表第2

区分			使用料	
定期駐車をする場合	八幡浜市 新川駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	1台につき 5,250円	
	八幡浜市 沖新田駐車場			
	八幡浜市 北浜駐車場			
	八幡浜市 朝潮橋駐車場			
	八幡浜市 北浜立体駐車場	全日（午前0時から午後12時まで）1か月	3階以上	1台につき 7,200円 （屋上は1台につき 5,140円）
		屋外 （大型車専用）	1台につき 10,290円	
定期駐車以外の駐車をする場合	八幡浜市 新川駐車場	午前7時から午後8時まで1回30分までごとに	1台につき 60円 駐車した時刻から24時間までごとに 上限額1,000円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市 中央駐車場	午前7時から午後12時まで1回30分までごとに	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市 駅前駐車場		1回1時間までごとに <u>100円</u> <u>（30分以内の駐車は無料）</u>	
	八幡浜市 新町角駐車場		1回30分までごとに 1台につき 60円 回数駐車券による場合は、 60円券30枚分1,500円 <u>（15分以内の駐車は無料）</u>	
上記以外の場合	八幡浜市 北浜立体駐車場	1か月ごとに	1、2階	514,290円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市駐車場条例別表第2の規定は、前項に規定する規則で定める日以後に開始する駐車に係る使用料について適用し、同日前に開始する駐車に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

時間貸し市営駐車場の使用料金及び無料時間の統一化を図ること等に伴い、所要の改正を行うため。